

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

條鋼協定會規約案要旨		九、六、一五
一、條鋼分野協定會及鋼材聯合會解散ニ由、平鋼、生鐵分 野並ニ生鐵數量協定ニ由、新ニ條鋼協定會組織ス		
二、會員		
現在、條鋼分野協定會員ヲ以、組織ス		
一、協定内容		
（一）凡鋼	凡鋼及五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	
平鋼	三、六、九、十二、十五、十八、二十一、二十四、二十七、三十、三十三、三十六、三十九、四十二、四十五、四十八、五十一、五十四、五十七、六十、六十三、六十六、六十九、七十二、七十五、七十八、八十一、八十四、八十七、九十、九十三、九十六、九十九、一百	
角鋼	全部	
以上、日本製鐵、分野ト、他會員之ヲ製作スル得ス		
（二）凡鋼	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	
平鋼	三、六、九、十二、十五、十八、二十一、二十四、二十七、三十、三十三、三十六、三十九、四十二、四十五、四十八、五十一、五十四、五十七、六十、六十三、六十六、六十九、七十二、七十五、七十八、八十一、八十四、八十七、九十、九十三、九十六、九十九、一百	
但、就、日本製鐵、日本鋼管、淺野小倉、神戶製鐵、大阪 製鐵、又五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百		
日本製鐵株式會社		

其、生産比率又ハ其数ヲ限協定ス	
三) 凡 鋼 八 耗 以下	以上、各社自由ニ製作し得
四) 凡 鋼 九 耗 超一耗 以下 及 四 八 耗 超五 耗 未 均 平 協 三六耗 超三八耗 未 均 及 六五耗 超七 耗 未 均	以上、各社自由ニ製作し得
五) 本協定ハ左記各項ニ該當スルモノニ付テハヤヲ適用セズ	
一) 官廳直接注文品 (但シ鉄筋材ヲ除ク)	
二) 自家用品	
三) 右(一)(二)製作ニ伴ヒ生産スル製作過剩品	
四) 規格品	此等規格品トハ注文者ヨリ指定セラレタル仕様ニ従テ製作シ製作工場ヨリ独立シタル検査機関ヨリ鋼質、形状、双方ニ互リに取テ厳正ナル試験ト検査トヲ行ヒ且其指

日本製鐵株式會社

定セラレタル仕標ニ合格シタル下ノ証明書ヲ添付スルコトヲ要スル又ハ注文者側ノ検査員ノ検査ヲ要スルモノヲ言フ	(ホ) 特殊品	(a) 半硬以上ノ硬銅類及高炭素銅類	(b) 各種合金銅類	(c) 特別極軟銅（カーボン含有量0.08以下モノ）	(d) 軟銅類中リベットバー、シヤフト用圧銅、ボイラーチューブ、用圧銅、如ク其ノ用途が限定セラレ従テ形状銅類ニ付キ特別ノ指定アルモノ	一、検査規程	本協定ノ實行ヲ確保スル爲本會ニ検査員ヲ設ケ必要ニ應ジ隨時會員各社ニエツ派遣シ分野ノ勵行ニ關シ實況ヲ調査シ、帳簿其他調査ニ必要ナル書類ノ點檢ヲナサシムルコトヲ附	一、期限
---	----------------	---------------------------	-------------------	-----------------------------------	---	---------------	--	-------------

本會ノ期限ハ昭和九年七月一日ヨリ昭和十年七月末日迄ノ六月
間トス、但シ金會員ノ協議ヲ以テ更ニ繼續スルコトヲ妨ゲズ